

(7) 被災児童生徒の転入学等への円滑な対応

イ 必要性

通常の公立小中学校児童生徒の転入学においては、住民票の異動に基づき行われる事務処理として、現在在籍している学校が作成し転出先の学校に送付する関係書類と、児童生徒を受け入れた学校が作成する関係書類がある。

しかしながら、震災の影響による行政機能の停止や関係書類の滅失等により、住民票の異動をはじめとする通常の事務処理が困難な状況となったことから、被災児童生徒の受入については、より弾力的かつ速やかに対応する必要性が生じた。

ロ 対応

(イ) 国への要望

転入学の取扱いは、都道府県によって異なり事務処理が非常に煩雑であるが、被災児童生徒の他県への一時的な転出が多数見込まれることから、転学時の事務手続きの弾力化や、受入先の学級編制の関係から学齢簿の取扱いあるいは指導要録の取扱いについて、全国的に統一化が図られるような周知徹底について国に対し要望した。

(ロ) 市町村教育委員会への依頼

文部科学副大臣からの、[平成23年3月14日付け22文科初第1714号「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について\(通知\)」](#)を受け、被災児童生徒の受入については可能な限り弾力的に取扱い速やかに対応するよう、平成23年3月17日付けで各市町村教育委員会に対し依頼した。